

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法 の一部を改正する法律 概要

一 区画審設置法改正関係（小選挙区へのアダムズ方式導入）

- 1 都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により行う。
(区画審設置法 3 条 2 項)
- 2 「アダムズ方式」による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10 年に 1 度の大規模国勢調査でのみ行う。(区画審設置法 3 条 3 項)
※ この「アダムズ方式」導入に係る改正については「公布の日から施行する」としており、施行後直近の大規模国勢調査である平成 32 年国勢調査から適用されることとなる。(附則 1 条本文)
- 3 2 の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、較差が 2 倍以上となったときに区割り改定で対応する。(区画審設置法 3 条 3 項・4 条 2 項)
- 4 2 及び 3 に係る勧告は、国勢調査の速報値が官報で公示された日から 1 年以内に行う。(区画審設置法 4 条 1 項・2 項)
- 5 各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限る。
(区画審設置法 3 条 1 項)

二 公職選挙法改正関係（定数削減、比例ブロックへのアダムズ方式導入）

- 1 衆議院議員の定数を 10 減する（小選挙区 6 減、比例代表 4 減）。
(公選法 4 条 1 項)
- 2 比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により行うことを明記する。
(公選法 1 3 条 7 項)

三 附則関係（平成 27 年国勢調査に基づく小選挙区の 0 増 6 減、比例代表の 0 増 4 減に係る措置、見直し条項、施行期日）

- 1 小選挙区定数 6 減の対象県は、平成 27 年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員 1 人当たり人口の最も少ない都道府県から順に 6 県とする旨のルールを明記する。
(附則 2 条 2 項 1 号)

- 2 平成 27 年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し（平成 32 年大規模国勢調査に基づく見直し）までの 5 年間を通じて較差 2 倍未満となるように区割りを行う。 (附則 2 条 3 項 1 号ロ)
- 3 2 に係る勧告は、この法律の施行の日から 1 年以内においてできるだけ速やかに行う。 (附則 2 条 4 項)
- 4 比例定数 4 減の対象ブロックについても、平成 27 年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員 1 人当たり人口の最も少ないブロックから順に 4 ブロックとする旨のルールを明記する。 (附則 3 条 1 号)
- 5 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする旨の検討条項を置く。 (附則 5 条)
- 6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二に係る規定については、平成 27 年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。 (附則 1 条)